

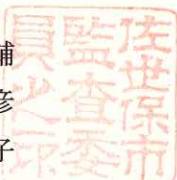
佐世保市監査委員公表第1号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和8年1月27日

佐世保市監査委員 宮崎祐輔
佐世保市監査委員 赤瀬隆彦
佐世保市監査委員 井上友子



市民生活部 分

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 市民生活部

支所（日宇、江上、針尾、吉井、世知原、小佐々、江迎、鹿町）
コミュニティセンター（日宇、針尾、江上、広田、山澄、吉井、
世知原、小佐々、江迎、鹿町、崎辺）

3 監査の期間 令和7年10月24日（金）～令和8年1月21日（水）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和7年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われている
か関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により
実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務につき、別記1のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重
要な点において、監査の対象となった事務は法令等に適合し、正確に行われていた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

7 指摘事項に対する所見

別記2のとおり

【指摘事項】(改善を要する事項)

1. 収入事務

- ① 職員駐車場用地賃貸借料において、佐世保市財務規則第 268 条の 2 第 1 項で「令第 171 条の規定による督促は、納期限後 20 日以内に文書を発して行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあった。

(日宇支所)

- ② 行政財産目的外使用料において、佐世保市財務規則第 66 条の 2 ただし書きで「…債権金額が年額で定められているものにあつては 4 月 30 日以前の日を、…納期限と定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、納期限が 4 月 30 日より後の日付になっていた。

(江上地区コミュニティセンター)

- ③ 実費徴収金（冷暖房使用料）において、佐世保市財務規則第 78 条第 1 項の「出納員等が、歳入金を収納したときは、…その日又はその翌日…までに公金銀行等に払い込まなければならない。」及び同条第 2 項の「…前項に規定する日までに公金銀行等に払い込むことが困難であるものについては、当該収納金の払い込みの期限を延長することができる。」の規定に基づき、「収納日から 14 日以内」と延長しているにもかかわらず、払い込みが遅れているものがあった。

(広田地区コミュニティセンター)

- ④ 雑入の調定において、佐世保市事務処理規程第 7 条第 6 号で「…税外収入（条例、規則等で確定しているものを除く。）の徴収…に関すること。」は部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていないものがあった。

(小佐々地区コミュニティセンター)

- ⑤ 領収書綴において、佐世保市財務規則第 77 条第 1 項で「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書綴受払簿に受払いを整理していないものがあった。

(江迎地区コミュニティセンター)

2. 支出事務

- ① 郵便切手の管理において、佐世保市物品会計規則第 27 条で、「出納員は、毎月末日に…物品受払簿と現品を照合し、保管状況を確認しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、毎月末日に物品受払簿と現品を照合せず保管状況の確認を行っていなかった。

(広田地区コミュニティセンター)

- ② 出張命令伺において、センター長（課長補佐職）の出張については佐世保市事務処理規程第8条第1項第1号で課長専決事項と規定されているにもかかわらず、課長の命令を受けていなかった。

(世知原地区コミュニティセンター)

3. 契約事務

- ① 佐世保市財務規則第178条（同規則第165条の規定を準用）後段ただし書の要件に該当しないにもかかわらず、同条で規定されている予定価格を記載した書面の作成を省略していた。

(江上支所)

- ② 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第4項で「登録外業者を選定の対象とするときは、別紙「登録外業者を選定する理由書」（様式2）を作成し、業者選定伺いに添付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、様式2を作成せず業者選定伺いに添付していなかった。

(日宇地区コミュニティセンター、針尾地区コミュニティセンター、江上地区コミュニティセンター、吉井地区コミュニティセンター、小佐々地区コミュニティセンター、鹿町地区コミュニティセンター)

- ③ 佐世保市文書規程第18条で「…契約…に関する起案文書は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、審査対象外指定文書の一部を変更している契約に関する起案文書について、総務課長の審査を受けていなかった。

(吉井地区コミュニティセンター、世知原地区コミュニティセンター、小佐々地区コミュニティセンター、鹿町地区コミュニティセンター)

4. 財産管理事務

- ① 備品において、佐世保市物品会計規則第26条第1項で「出納員は、所管に属する備品については備品ラベルを貼付してこれを管理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、備品ラベルを貼付していないものがあった。

(広田地区コミュニティセンター)

- ② 佐世保市職員等の駐車場使用において、佐世保市職員等の駐車場使用に関する要綱第4条で「職員駐車場を借り受けようとする者は、職員駐車場借受申請書兼同意書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、同書を提出させていなかった。

(江迎地区コミュニティセンター)

- ③ 佐世保市職員等の駐車場使用において、佐世保市財務規則第138条第1項で「…随意契約の相手方を決定したときは、遅滞なく、…契約書を作成しなければならない。…」と規定されているにもかかわらず、契約書を作成していなかった。

(江迎地区コミュニティセンター)

【指摘事項に対する所見】

今回の市民生活部の定期監査指摘事項は21件で、令和3年度に実施した前回定期監査指摘事項9件から12件の増加となった。

コミュニティセンターの各委託契約において、基幹要綱の改正を担当者、管理職とも認識せず誤った事務処理を行っていることから、庁内で発出される通知への遵守意識を高められたい。

- ・佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱が「登録外業者を選定の対象とするときは、別紙「登録外業者を選定する理由書」（様式2）を作成し、業者選定伺いに添付しなければならない。」と改正されているにもかかわらず、様式2を作成せず業者選定伺いに添付していない。
- ・総務課長の審査が必要とされている業務委託契約に関する起案文書について総務課長の審査を受けていないことは、担当者のみならず管理職のチェックが効いていない。

他部局の定期監査において繰り返し指摘がなされてきた事項と同様の不備が複数見受けられ、自己点検が十分ではなかったと言わざるを得ない。

コミュニティセンター長の研修会等で、財務事務についての注意点を共有し、コミュニティ・協働推進課による指揮監督の強化をはかられたい。

以上